

徳島市食育推進計画策定市民会議設置要綱

(設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）の規定に基づき、徳島市の食育推進計画を策定するにあたり、広く市民の意見を求めるため、徳島市食育推進計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 市民会議は、食育推進計画の策定及び食育に関する施策の推進について審議し、意見を述べる。

(組織)

第3条 市民会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体の代表者及び公募市民等の中から、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(設置期間)

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、健康福祉部健康長寿課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

徳島市食育推進計画策定市民会議委員名簿

(50音順、敬称略)

氏 名	所属団体名等	役 職 等
い かわ かつよし 井河 勝淑	徳島市農業協同組合	営農経済部部长
う え た み え こ 植田 美恵子	公募委員	
う め お か ま り 梅岡 真理	徳島市幼稚園長会	副会長
え も と く み 榎本 久美	徳島市・名東郡小学校長会	食育部会係校長
お は ら た か あ き 小原 貴明	公募委員	
か ま だ ち え み 鎌田 智英実	四国大学	生活科学部准教授
こ ば や し よ し こ 小林 由子	徳島県栄養士会	会長
す み む ら さ き 住村 早紀	徳島市・名東郡PTA連合会	会長
ぼ ん ど う け い こ 板東 恵子	徳島市婦人連絡協議会	会長
ぼ ん ど う て る み 坂東 光美	徳島市歯科医師会	副会長
ぼ ん ど う と も こ 坂東 智子	徳島市医師会	副会長
わ か ま つ よ し あ き 若松 義明	徳島市私立認可保育園連盟園長会	会長